

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可
……（都市整備局市街地整備部再開発課）……一
○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等
……（環境局総務部環境政策課）……一

告示（下水）

○平成二十三年東京都下水道局告示第九号（東京都下水道局下水道事務所及び水再生センターの設置）の一部改正
……六

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……六
……（産業労働局商工部地域産業振興課）……六
○大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……七
……（同）……七

告示

東京都告示第千七十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき小川駅西口地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

うに告示する。

令和四年七月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

小川駅西口地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和二年四月十七日から令和八年三月三十一日まで

三 施行地区

小平市小川西町四丁目及び小川東町一丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

小平市小川西町四丁目十四番二十七号NMCビル二階

令和二年四月十七日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和四年七月十九日

東京都告示第千八十个

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第四十八条の規定に基づき、（仮称）今井土地区画整理事業について、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和四年七月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

青梅市 今井一丁目、今井二丁目、今井三丁目、今井四丁目、今井五丁目、藤橋二丁目、藤橋三丁目

目及び新町六丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
今井土地区画整理組合設立準備会
会長 石井 昭一

青梅市今井二丁目一〇五六番地

三 対象事業の名称及び種類

（仮称）今井土地区画整理事業

土地区画整理事業

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、首都圏中央連絡自動車道青梅インターチェンジに隣接する利便性をいかし、流通業務施設を中心としたまちづくりの推進を目的に、土地区画整理事業により流通業務施設用地、公園、緑地、都市計画道路路等の整備を行うものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、地形・地質、水循環、生物・生態系、景観、史跡・文化財及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

（一）期間

令和四年七月十九日から同年八月十七日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

（二）時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

（三）場所

ア 青梅市環境部環境政策課

青梅市東青梅一丁目十一番地の一 イ 東京都環境局総務部環境政策課 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階 ウ 東京都多摩環境事務所管理課 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階 七 都民の意見書の提出 (一) 提出方法 持参、郵送又は電子メール (二) 記載事項 ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地） イ 対象事業の名称 ウ 環境の保全の見地からの意見 (三) 期限 令和四年九月一日 (四) 提出先 ア 持参又は郵送 東京都環境局総務部環境政策課 郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 イ 電子メール 送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに掲載する。 ホームページアドレス https://www.kankyometro.tokyo.lg.jp/assessme	nt/reading_guide/index.html	
---	--	--

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺地域の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 1(1)～(7)に示すとおりである。

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1.大気汚染	① 工事の施行中 ア. 造成工事等に伴う一般粉じんの大気中濃度 造成工事等に伴う降下ばいじん量の最大値は、地点1では3.01t/km ² /月(秋季)、地点2では4.02t/km ² /月(秋季)、地点3では2.75t/km ² /月(夏季)、地点4では6.86t/km ² /月(秋季)と予測され、「工事寄与の降下ばいじん量が10t/km ² /月以下」とする評価の指標に適合する。 イ. 建設機械の稼働に伴う発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中濃度 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間 98%値)の最大値は、造成工事ピーク時(本事業の造成工事による影響が最大となる時点)が 0.02810ppm、造成・建築工事ピーク時(本事業の造成工事と進出企業の建築工事による影響が最大となる時点)が 0.03144ppm と予測され、「日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下」とする評価の指標に適合する。将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械の稼働による寄与率はそれぞれ 11.0%、29.2%と予測される。 ウ. 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の 2%除外値)の最大値は、造成工事ピーク時が 0.04931mg/m ³ 、造成・建築工事ピーク時が 0.05048mg/m ³ と予測され、「日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下」とする評価の指標に適合する。将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械の稼働による寄与率はそれぞれ 0.9%、3.5%と予測される。 エ. 工事用車両の走行に伴う発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中濃度 工事用車両の走行に伴う二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間 98%値)は、造成工事ピーク時(本事業の造成工事による影響が最大となる時点)が 0.027838～0.030508ppm、造成・建築工事ピーク時(本事業の造成工事と進出企業の建築工事による影響が最大となる時点)が 0.027844～0.030642ppm と予測され、全ての地点で「日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下」とする評価の指標に適合する。将来予測濃度(年平均値)に対する工事用車両による寄与率はそれぞれ 0.01%未満～0.04%、0.01%未満～0.90%と予測される。 オ. 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の 2%除外値)は、造成工事ピーク時が 0.0489456～0.0490794mg/m ³ 、造成・建築工事ピーク時が 0.0489458～0.0490865mg/m ³ と予測され、全ての地点で「日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下」とする評価の指標に適合する。将来予測濃度(年平均値)に対する工事用車両による寄与率はそれぞれ 0.01%未満、0.01%未満～0.02%と予測される。
	② 工事の完了後 ア. 関連車両の走行に伴う発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中濃度 本事業完了後(流通業務施設使用後)の関連車両の走行に伴う二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間 98%値)は 0.027560～0.029462ppm と予測され、全ての地点で「日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下」とする評価の指標に適合する。将来予測濃度(年平均値)に対する関連車両による寄与率は 1.17～2.81%と予測される。 イ. 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の 2%除外値)は 0.0489322～0.0490071mg/m ³ と予測され、全ての地点で「日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下」とする評価の指標に適合する。将来予測濃度(年平均値)に対する関連車両による寄与率は 0.01～0.04%と予測される。

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論
評価の結論

項目	評価の結論
2.騒音・振動	① 工事の施行中 ア 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音 建設機械の稼働に伴う騒音レベル(L ₉₀)の最大値は、造成工事ピーク時(本事業の造成工事による影響が最大となる時点)が 73dB、造成・建築工事ピーク時(本事業の造成工事と進出企業の建築工事による影響が最大となる時点)が 74dB と予測され、評価の指標(「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」以下、「環境確保条例」という。)に定める「指定建設作業に係る騒音の暫定基準」(80dB))に適合する。 イ 建設機械の稼働に伴う建設作業振動 建設機械の稼働に伴う振動レベル(L ₁₀)の最大値は、造成工事ピーク時(本事業の造成工事による影響が最大となる時点)が 62dB、造成・建築工事ピーク時(本事業の造成工事と進出企業の建築工事による影響が最大となる時点)が 64dB と予測され、評価の指標(「環境確保条例」に定める「指定建設作業に係る振動の暫定基準」(70dB))に適合する。 ウ 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベル(L ₉₀)は、造成工事ピーク時(本事業の造成工事による影響が最大となる時点)、造成・建築工事ピーク時(本事業の造成工事と進出企業の建築工事による影響が最大となる時点)ともに 66～72dB と予測され、No.2 及び No.3 を除く全地点で評価の指標(「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」(昼間 65dB または 70dB))に適合する。No.2 及び No.3 については、将来一般交通量(＝現況交通量)による道路交通騒音レベル(＝現況騒音レベル)が評価の指標を上回っているが、これらの地点の工事用車両の走行に伴う騒音の増加レベルは、造成工事ピーク時、造成・建築工事ピーク時ともに 0(0.0dB)であることから、工事用車両による影響はほとんどないものと評価する。 工事の実施にあたっては、工事用車両の計画的かつ効率的な運行管理に努めるとともに、車両のアイソレーションを周知徹底する等の環境保全のための措置を講じ、進出企業に対しても同様の措置を講ずるよう働きかけを行うことにより、影響の低減に努める。 エ 工事用車両の走行に伴う道路交通振動 工事用車両の走行に伴う道路交通振動レベル(L ₁₀)の最大値は、造成工事ピーク時(本事業の造成工事による影響が最大となる時点)が昼間 35～57dB、夜間 30～51dB、造成・建築工事ピーク時(本事業の造成工事と進出企業の建築工事による影響が最大となる時点)が昼間 36～57dB、夜間 30～51dB と予測され、全地点において評価の指標(「環境確保条例」に定める「日常生活等に適用する振動の規制基準」(昼間 60dB または 65dB、夜間 55dB または 60dB))に適合する。 ② 工事の完了後 ア 関連車両の走行に伴う道路交通騒音 本事業完了後(流通業務施設使用後)の関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベル(L ₉₀)は、昼間 66～72dB、夜間 62～67dB と予測され、No.2 の昼間及び夜間、No.4(南西側)及び No.5 の夜間を除く地点で評価の指標(「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」(昼間 70dB、夜間 65dB))に適合する。評価の指標を上回る地点では、将来一般交通量(＝現況交通量)による道路交通騒音レベル(＝現況騒音レベル)が評価の指標を上回る、もしくは評価の指標と同値であるが、これらの地点の関連車両の走行に伴う騒音の増加レベルは、昼間 1 未満(0.4)dB、夜間 1(0.6～0.8)dB であることから、関連車両による影響は小さいものと評価する。 工事の完了後においては、進出企業に対し、運搬車両及び通勤車両の周辺環境への動線の配地や計画的かつ効率的な運行管理、車両のアイソレーションの周知徹底に努める等の働きかけを行うことにより、影響の低減に努める。

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

評価の結論	
項目	
2.騒音・振動	④. 関連車両の走行に伴う道路交通振動 本事業完了後(流通業務施設供用後)の関連車両の走行に伴う道路交通振動レベル(L ₁₀)の最大値は、昼間 36～50dB、夜間 34～51dBと予測され、全地点において評価の指標(「環境確保条例」に定める「日常生活等に適用する振動の規制基準」(昼間 60dB または 65dB、夜間 55dB または 60dB))に適合する。
3.地形・地質	① 工事の施行中 ⑦. 斜面等の安定性の变化の程度 本事業における盛土法面の高さは最大約3.0m、切土法面の高さは最大約4.3mであり、長大な法面は出現しない。 また、高低の比高差処理は法面による処理を基本とし、比較的比高差が大きい箇所については必要に応じて擁壁の設置を行う計画であるが、基礎底面下の基礎は良質な支持層上とするなど、安全率を確保した設計とするため、本事業の実施に伴う斜面等の安定性は確保されるものと考ええる。 したがって、「斜面等の安定性が確保されること」とする評価の指標に適合するものと考ええる。
4.水循環	② 工事の完了後 ⑦. 斜面等の安定性の变化の程度 擁壁については、排水施設の目詰まり等の機能低下、クラックや擁壁のふらみや変状、傾斜・折損の状態等について、目視による検査、確認を行い、擁壁の安全性の確認を行っていくため、本事業の実施に伴う斜面等の安定性は確保されるものと考ええる。 したがって、「斜面等の安定性が確保されること」とする評価の指標に適合するものと考ええる。
	① 工事の完了後 ⑦. 地下水涵養能の変化の程度 本事業においては、十分な浸透能力を有する雨水流出抑制施設を設置し、計画地内の公共用地(公園、緑地、都市計画道路等)に降った雨水は表面流出量分も含めて地下浸透処理を行う計画であり、また、宅地(流通業務施設用地等)についても同様に、雨水は地下浸透処理を行うことから、工事の完了後における地下水涵養能は、現況と比較して増加する。 したがって、「地下水等の状況に著しい影響を及ぼさないこと」とする評価の指標に適合するものと考ええる。

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

評価の結論	
項目	
5.生物・生態系	① 工事の施行中及び工事の完了後 ⑦. 植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度 本事業の実施に伴い、計画地内北側のコナラ群落を除き、計画地のほぼ全域が改変されるため、工事の施行中には多くの植物種は改変を受ける。 工事の完了後は、公園、緑地が新たに創出され、現存樹生(樹土種)を考慮した植栽がなされ、各進出企業により流通業務施設用地内にも緑化がなされる。現況における確認種の多くは、人為的環境下での生育種であることから、これらの植栽の安定に伴い、畑地雑草類等を中心に周辺地域から侵入、定着が考えられ、現況の種構成が一定程度回復するものとして予測した。 計画地内北側に残存するコナラ群落は、コナラ林の高齢化がみられることから、更新伐も含めてコナラ林の再生、維持管理を図る等、コナラ群落としての林分構造や種組成を持つ群落として再生を図っていくため、本群落に生育する多様な種が回復するものとして予測した。 注目される植物種のうち改変により生育地点が消失するホバナライシダ(2株)については残存するコナラ群落へ、コアセランツキ(10株程度)についてはコナラ群落周辺の湿潤な低草草地へ、工事着手前の 5～9 月にすべての個体の移植を行い、その保全を図っていく。 計画地内の植物群落については、畑地、草地、樹園地は大きく減少するが、コナラ群落を残存し、公園、緑地、流通業務施設用地内で積極的に緑化がなされる。計画地周辺地域については、本事業に伴う間接的な影響はなく、確認された植物群落は現況同様に維持されるものと考ええる。 以上により、周辺地域を含めた地域の植物相、植物群落に対する変化の程度は小さいものと考えられるため、「地域の生物・生態系に著しい影響を及ぼさないこと」とする評価の指標に適合するものと考ええる。
	④. 動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度 本事業の実施に伴い、工事の施行中は移動能力が高い種は、一時的に周辺地域に移動すると考えられるが、一部の移動能力に乏しい種は造成工事による直接的な影響や生息環境が消失するものとして予測した。 しかい、コナラ群落を残存し、本来の林分構造や種構成を持つ群落として再生を図るとともに、工事の完了後においては、現存樹生(樹土種)を考慮した公園、緑地が新たに整備され、各進出企業により流通業務施設用地内にも緑化がなされることにより、コナラ群落や公園、緑地、植栽群、草地等が出現する環境が出現するため、一部の人工的な環境や緑の多い住宅地等に生息する種を中心に計画地を利用するものとして予測した。 また、注目される動物種の多くは、計画地周辺地域に広がる畑地、草地や住宅内の植栽等において広く生息していると考えられ、計画地内外を広く利用していること、現況における計画地の利用性は低いことから、計画地内の公園、緑地等の植栽の安定に伴い、計画地を引き続き利用するものとして予測した。 以上により、動物相及び動物群集に対する変化の程度は小さいものと考えられるため、「地域の生物・生態系に著しい影響を及ぼさないこと」とする評価の指標に適合するものと考ええる。
	⑤. 生息(育)環境の変化の内容及びその程度 本事業の実施に伴い、褐色森林土は現況の0.52haから0.31haに、人工土は40.42haから8.40haに、人工地盤は8.46haから40.69haに変化する。計画地の大半が人工地盤に改変されるため、現況と同程度の面積の生息(育)環境は確保できないが、計画地内の良質な土壌である褐色森林土を含むコナラ群落は残存する。計画地及び周辺地域における現況の生物の生息(育)環境の広がりには、草地・耕作地、市街地、樹林地の順であり、樹林地に関しては規模が小さく、畑地(畑地雑草群落)、茶畑、樹園地が多くを占め、確認された種は、これらの環境を反映したものが多くを占めていた。

表 1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5.生物・生態系	本事業の実施に伴い、計画地内で面積が最も大きい生息(青)環境である草地・耕作地は、全て改変を受ける。計画地内北側に残存するコナラ群落は、コナラ林の高齢化がみられることから、更新伐も含めてコナラ林の再生、維持管理を図る等、コナラ群落としての林分構造や種組成を持つ群落として再生を図り、本群落に生息(青)する生物の良好な生息(青)環境を保全する。また、現存植生(郷土種)を考慮した公園、緑地が新たに整備され、各進出企業により流通業務施設用地内にも緑化がなされる。 現状と比較して規模は一部の環境で減少するが、計画地内に新たな生息(青)基盤が創出される。また、周辺地域には計画地同様の環境が広く分布する。 以上により、周辺地域を含めた地域の生息(青)環境の変化の程度は小さいものと考えられるため、「地域の生物・生態系に著しい影響を及ぼさないこと」とする評価の指標に適合するものと考ええる。
6.景観	本事業の実施に伴い、計画地で最も緑被率の高い畑地(畑地雑草群落)のほか、樹園地、茶畑、草地は全て改変される。一方、樹林地のうちコナラ群落は残存し、工事の完了後は、公園や緑地、各進出企業により流通業務施設用地内に緑化がなされることから、工事の完了後における緑被率は17.63%(8.71ha)と予測した。 緑の体積は現状から減少するが、公園、緑地、流通業務施設用地内の緑化により、工事の完了後の緑の体積は144,982㎡まで回復するものと予測し、時間の経過に伴う樹木の成長や都市計画道路等に植栽帯を設けることにより、緑の体積は増加していくものと考えられる。また、計画地北側に残存する注目される植物群落であるコナラ群落は、更新伐も含めてコナラ林の再生等を図ることにより、緑の質の向上を図っていく。 以上により、緑の量の変化の程度は軽減できるものと考えられるため、「地域の生物・生態系に著しい影響を及ぼさないこと」とする評価の指標に適合するものと考ええる。

イ. 緑の量の変化の内容及びその程度

本事業の実施に伴い、計画地で最も緑被率の高い畑地(畑地雑草群落)のほか、樹園地、茶畑、草地は全て改変される。一方、樹林地のうちコナラ群落は残存し、工事の完了後は、公園や緑地、各進出企業により流通業務施設用地内に緑化がなされることから、工事の完了後における緑被率は17.63%(8.71ha)と予測した。

緑の体積は現状から減少するが、公園、緑地、流通業務施設用地内の緑化により、工事の完了後の緑の体積は144,982㎡まで回復するものと予測し、時間の経過に伴う樹木の成長や都市計画道路等に植栽帯を設けることにより、緑の体積は増加していくものと考えられる。また、計画地北側に残存する注目される植物群落であるコナラ群落は、更新伐も含めてコナラ林の再生等を図ることにより、緑の質の向上を図っていく。

以上により、緑の量の変化の程度は軽減できるものと考えられるため、「地域の生物・生態系に著しい影響を及ぼさないこと」とする評価の指標に適合するものと考ええる。

オ. 陸域生態系の変化の内容及びその程度

本事業の実施に伴い、計画地の環境類型区分の割合は大きく変化する。改変面積が最も大きい草地・耕作地区分は、計画地周辺地域に広く分布していること、本類型区分でみられる種は、人為的環境下での種が多くを占めることから、計画地に整備される公園、緑地や路傍には、周辺地域からの畑地雑草類の侵入・定着が考えられるなど、現況でみられた種構成が一定程度、回復するものと予測した。樹林については、計画地内の生息(青)環境として最も多様性に富むコナラ群落を残存し、高齢化がみられるコナラ林の更新伐も含めて、コナラ群落としての林分構造や種組成を持つ群落として再生を図っていく。また、流通業務施設用地内の植栽樹木の成長、安定に伴い、植物、動物の生育、生息場としての機能は回復するものと予測した。

注目される種である上位性(ギンネ、イタチ)については、周辺地域には畑地等の生息環境が広く分布するため、時間の経過とともに順化していくものと考えられる。また、計画地内における確認頻度は低く、計画地の利用性は低いものと考えられる。典型性のうち畑地(畑地雑草群落)については、周辺地域に広く分布すること、スズメ、ヤマトシジミについては、緑の多い住宅地、公園、小規模な草地や路傍等にも生息するため、工事の完了後も引き続き、計画地の利用が考えられる。したがって、生態系の上位性及び典型性に対する変化の程度は小さいものとして測した。

以上により、陸域生態系に対する変化の程度は小さいものと考えられるため、「地域の生物・生態系に著しい影響を及ぼさないこと」とする評価の指標に適合するものと考ええる。

表 1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6.景観	① 工事の完了後 ア. 宅地及び公共用地の存在による主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度 本事業の実施に伴い、計画地内の耕作地等が宅地(流通業務施設用地)や公共用地(公園・緑地、都市計画道路等)に変化する。また、本事業では流通業務施設の建設は行わないが、工事の完了後には、各進出企業による建築物等が新たな景観の構成要素として出現する。 主要な景観の構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度については、本事業(土地区画整理事業)では、景観が著しく変化するような大規模な土地の造成は行わず、計画地内の北側斜面地や岩蔵街道沿いを中心に公園が配置されまとまった緑が創出される。また、本事業の工事の完了後、別事業として想定されている各進出企業による建築物の高さは31m以下に抑えられるほか、各進出企業が一定量の緑化を確保することにより、現況の住宅、事業場等の市街地や耕作地との調和に配慮した園英道青梅インターチェンジ周辺の新たな地域景観が創出されるものと予測した。 以上のことから、「[東京都景観計画]及び「青梅市景観まちづくり基本方針」美しい風景都市・青梅をめざして」に示されている方針」とする評価の指標に適合するものと考ええる。
7.史跡・文化財	① 工事の施行中 ア. 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度 計画地内は、「文化財保護法」に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地の一部が含まれるため、「文化財保護法」に基づき、予め「埋蔵文化財発掘届」を提出し、東京都教育委員会及び青梅市教育委員会との協議に基づき、適切な対応を図る。なお、工事の施行中に、新たな埋蔵文化財等が確認された場合には、工事を中断し、「文化財保護法」に基づき適正に対処する。 したがって、「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」とする評価の指標に適合するものと考ええる。

イ. 宅地及び公共用地の存在による代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、すべての地点において本事業の造成面が直接可視される範囲は小さく、宅地及び公共用地の出現に伴う眺望景観の変化の程度は小さいものと予測した。特に、住宅等が分布する計画地北側(No.1)、計画地北西側(No.6)及び計画地西側(No.5)からの眺望は、計画地北側斜面地に1号公園、計画地北西側の岩蔵街道沿いに2号公園を整備することとで、公園内の樹林や植栽によりまとまった緑が創出され、本事業の造成面や別事業として想定されている建築物の一部が隠蔽されるものと予測した。

さらに、各進出企業に対して、建築物は「青梅市景観形成ガイドライン」色彩編一」に基づき周辺の景観との調和に配慮した色彩や意匠を採用し、緑の連続性に配慮して植栽を配置する等、建築物の出現による影響の緩和や周辺景観との調和に努めるよう働きかけていく。

以上のことから、「[東京都景観計画]及び「青梅市景観まちづくり基本方針」美しい風景都市・青梅をめざして」に示されている方針」とする評価の指標に適合するものと考ええる。

表 1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
8.廃棄物	① 工事の施行中 ア.造成工事等に伴う廃棄物及び建設発生土の排出量・再利用量及び処理・処分方法等 造成工事等による廃棄物として、伐採樹木の撤去に伴う廃棄物の総排出量は514t、再資源化量は514tと予測した。なお、本事業においては計画地内北側のコナラ林を残存させる計画であり、残存による廃棄物発生抑制量は約21tと予測した。また、既存構造物の撤去に伴う廃棄物の総排出量は3,651m ³ と予測した。これらの建設廃棄物の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることで、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(建設発生木材、プラスチック・コンクリート塊、コンクリート塊9%以上)を達成すると考えられる。 建設発生土については、切土量が約 231,200m ³ 、盛土量が約 208,250m ³ (いずれも地山土量:自然状態の土)、締め固めによる土量変化率(粘性土 0.9)を見込んだ発生土量は、約 208,080m ³ であり、発生土は敷き均し等により計画地内でバランスさせ、計画地外に搬出しない計画であることから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(88%)を達成すると考えられる。 したがって、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される各対象品目の目標値(平成 32 年度(2020 年度))」とする評価の指標に適合するものと考ええる。

告 示 (下水)

●東京都下水道局告示第八号

平成二十三年東京都下水道局告示第九号（東京都下水道局下水道事務所及び水再生センターの設置）の一部を次のように改正する。

令和四年七月十九日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

表東京都下水道局中部下水道事務所の項中「二号」を「三号」に改める。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年七月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 小田急百貨店本館ビル・小田急新宿駅南口専門店ビル

二 店舗所在地 新宿区西新宿一丁目一番三号ほか

三 設置者名 小田急電鉄株式会社ほか一名

四 意見

ア 聴取者 新宿区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和四年七月四日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 （新宿区西新宿二丁目八番一号） 令和四年七月十九日から同年八月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。	
六 縦覧期間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	
七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	
一 店舗名 第一生命保険株式会社比谷本社ビル店舗計画	
二 店舗所在地 千代田区有楽町一丁目十三番一号ほか	
三 設置者名 第一生命保険株式会社	
四 意見 千代田区長 意見なし	
ア 聴取者 意見なし	
イ 概要 令和四年七月四日	
ウ 収受日 令和四年七月四日	
五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 （新宿区西新宿二丁目八番一号） 令和四年七月十九日から同年八月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。	
六 縦覧期間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	
七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	
大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 令和四年七月十九日 東京都知事 小 池 百合子	
一 店舗名、店舗所在地及び設置者名 （一）ア 店舗名 （仮称）板橋区南町計画 イ 店舗所在地 板橋区南町二十一番一ほか ウ 設置者名 旗保全株式会社 （二）ア 店舗名 丸井池袋店新館 イ 店舗所在地 豊島区西池袋三丁目二十九番一号ほか	
ウ 設置者名 株式会社丸井ほか三名	
（三）ア 店舗名 モリパークアウトドアヴィレッジ イ 店舗所在地 昭島市中町六百十番地四ほか	
ウ 設置者名 三井住友信託銀行株式会社	
（四）ア 店舗名 ヤオコー立川若葉町店 イ 店舗所在地 立川市若葉町一丁目十二番一ほか	
ウ 設置者名 株式会社ヤオコー	
（五）ア 店舗名 ヤオコー稲城南山店 イ 店舗所在地 稲城市大字東長沼九号二千五百三十番地	
ウ 設置者名 株式会社ヤオコー	
（六）ア 店舗名 ヤオコー青梅今寺店 イ 店舗所在地 青梅市今寺五丁目十四番地一ほか	
ウ 設置者名 株式会社ヤオコー	
（七）ア 店舗名 ヤオコー小平回田店 イ 店舗所在地 小平市回田町三百四十番一ほか	
ウ 設置者名 株式会社ヤオコー	
（八）ア 店舗名 ヤオコー西武立川駅前店	
イ 店舗所在地 昭島市美堀町一丁目一番一号	
ウ 設置者名 株式会社ヤオコー	
（九）ア 店舗名 ヤオコー八王子並木町店 イ 店舗所在地 八王子市並木町三十五番一号	
ウ 設置者名 株式会社ヤオコー	
二 東京都の意見の概要 ア 概要 一（一）から（九）までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。 令和四年七月七日	
イ 意見の通知日 令和四年七月七日	
三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）	
四 縦覧期間 令和四年七月十九日から同年八月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。	
五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

